

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	とものつくる福祉の推進

目的

障害者が地域社会の中で、生活を営めるように、障害程度や希望に応じた訓練や生活の場を整備します。地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。高齢者が地域社会の支えあいの中で生活を営めるようなネットワークの推進を図ります

対象・手段

障害者入所施設及び障害者グループホームを区内に設置する社会福祉法人等に対し必要な助成を行います。生活実習所の多目的ルームを利用し3名/日のショートステイ事業を行います。
 地域見守り事業 対象: 65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯
 手段: ボランティアの地域見守り協力が高齢者を訪問し、日常生活の相談及び安全の確認をします。また、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。

施策の方向

民間との連携の推進
 行政の責任を明確にしなが、民間における多様な供給主体との役割分担を踏まえた、福祉サービスの充実を図ります。
 参加と協働の推進
 ボランティア活動の支援や福祉教育を通じて、参加と協働による福祉を推進します。新宿区社会福祉協議会のコーディネート(調整)機能を活かし、ボランティア・NPOと協働して地域における見守り、支えあいのネットワークを推進します。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
障害者施設、グループホームの区内設置数		心身障害者グループホーム6箇所 心身障害者入所施設2箇所の設置又は設置準備	(平成20年度に8箇所)	年度に	の水準達成	
知的障害者・障害児ショートステイの開始		新宿生活実習所多目的ルームを活用した知的障害者・障害児ショートステイ 1日3人	(平成17年度に100%)	年度に	の水準達成	
地域見守り対象者数		地域見守り協力が訪問する、地域見守り対象者の数	(平成19年度に530人)	年度に	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	箇所	8.00	8.00	8.00	
	実績1	箇所	3.00	5.00	5.00	
	目標達成率1 = /	%	37.50	62.50	62.50	
	目標値2	人		3.00	3.00	
	実績2	人		3.00	3.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	人	640.00	530.00	530.00	
	実績3	人	496.00	491.00	484.00	
	目標達成率3 = /	%	77.50	92.64	91.32	

主な取組み

重度重複心身障害者グループホーム設置の社会福祉法人に、区有地を有償貸与し建設費の一部助成を行いました。(平成19年4月開設) 区内に身体障害者入所施設を設置する社会福祉法人に対して、平成18年度19年度に建設費の一部助成行います(平成20年6月開設予定) 3人/日の知的障害者・障害児ショートステイ事業を平成17年度から生活実習所内で運営しています。 ボランティアの地域見守り協力員が高齢者を訪問し日常生活の相談等を行い、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。新宿区社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。

課題

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの提供類型が大きく変わりました。グループホームや入所施設についても名称はもとより期待される役割なども変化しています。区にとって真に必要なサービス提供が行えるよう、施設等の運営法人等と継続して調整を行っていく必要があります。
 高齢者見守りサービスについては、今後、認知症高齢者の支援や高齢者の孤独死を防止するための地域のささえあいの仕組みづくりを検討していく中で、地域の見守りのあり方を総合的に検討していく必要があります。

評価

総合評価	
本施策は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が安全に安心して住みなれた地域において生活するために、民間事業者、社会福祉法人やボランティアとの協働により地域における支援体制や福祉サービスを充実させることを目的としています。 障害に応じた介助や見守りを受けながら安心して住むことのできるグループホーム設置に対する建設費の一部補助や、区内の心身障害者入所施設への建設費の一部補助について計画通りに進んでいます。 地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を地域のボランティアが訪問し、安否確認及び話し相手になることは高齢者の孤独感解消、介護の予防や自立した生活の支援につながることも、より広範できめの細かい地域の支えあいの仕組みづくりのためにも有意義なものといえます。	B

今後の取組み・改革の方針

障害者自立支援法により、施設体系では、障害別施設類型ではなくなるほか、グループホームの位置づけも一部変更になるなど、障害福祉サービスの体系が大きく変わりました。このことに伴い、身体障害者療護施設は身体障害者を主たる対象とする入所支援施設として設置することになりました。、すでにある施設について、順次障害者自立支援法に則った障害福祉サービス提供の施設に移行させていくとともに、区内で障害福祉サービスを実施する民間法人などとも十分に情報交換や連携を行い、区民にとって必要なサービスの構築を目指します。
 地域のさまざまな団体への働きかけ等により登録ボランティアの拡大を図るとともに、高齢者の地域参画のきっかけづくりや相談相手になるなど、高齢者の生活支援につながるよりきめ細かな見守り体制を推進していきます。また、他の一人暮らし高齢者向けサービスと連携しながら見守り対象者の利用促進を図ります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
知的障害者・障害児ショートステイの充実	B	57		
心身障害者グループホームの設置促進	B	59		
心身障害者入所施設の設置促進	D	61		
地域見守りネットワークの充実	B	63		